



発行 東京都

目次

35

告示

- 都税に係る徴収金の収納委託(二件)………(主税局徴収部徴収指導課)一
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託………(同)二
- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託………(生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課)二
- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託………(生活文化スポーツ局都民生活部旅券課)三
- 東京都育英資金貸付条例による返還金の収納委託………(生活文化スポーツ局私学部私学振興課)三
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託………(生活文化スポーツ局計量検定所管理指導課)三
- 東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託………(同)三
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託………(福祉保健局医療政策部医療政策課)五
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託………(同)五
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)六
- 介護支援専門員再研修受講料の徴収委託………(同)六
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託………(同)六
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託………(同)六
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)六
- 保育士登録手数料等の収納委託………(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)七
- 公共交通事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託………(都市整備局市街地整備部管理課)四

告示

- 東京都告示第四百七十七号
東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)
に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
- 令和四年四月一日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 委託した相手方
- (一) 名称 株式会社エースシステム
(二) 所在地 足立区栗原四丁目七番十五号
- 二 委託期間
- 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 委託の内容
- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 受納の事務を
行う事務所 | 取り扱う事務 |
| 東京都八王子都税事務所
東京都青梅都税支所
東京都町田都税支所
東京都立川都税事務所
東京都府中都税支所
東京都小平都税支所 | 都税に係る徴収金の収納事務 |
- 東京都都税総合事務センター
品川自動車税事務所
練馬自動車税事務所
足立自動車税事務所
多摩自動車税事務所
八王子自動車税事務所
- 都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割及び自動車税種別割に係るもの収納事務
- 東京都告示第四百七十八号
東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)

に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割（普通徴収のものに限る。）、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した
相手方

東京都知事 小 池 百合子
委託内容
委託期間

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

江東区豊洲三丁目
三番三号

都税収納事務のと
りまとめ及びモバ
イルレジによる都
税の収納

株式会社ローソン
品川区大崎一丁目
十一番二号

ビリングシステム
株式会社
千代田区内幸町一
丁目一番一号

KDDI株式会社
千代田区飯田橋三
丁目十番十号

株式会社NTTド
コモ

株式会社セブン-
イレブン・ジャパン
の収納

株式会社エースシステム
山崎製パン株式会
社
千代田区岩本町三
丁目十番一号

同右

地の一

区中瀬一丁目五番
地の一

株式会社MMK設置店の表
示のある加盟店舗
における都税の取
納

株式会社NTTド
コモ

株式会社NTTド
コモ

株式会社みずほ銀
行

株式会社J-Coin P
ay

株式会社八王子自
動車税事務所

東京都都税総合事務センター
品川自動車税事務所
練馬自動車税事務所
足立自動車税事務所
多摩自動車税事務所
八王子自動車税事務所

都税に係る徴収金のう
ち自動車税環境性能割
及び自動車税種別割に
関する納税証明書の交
付の申請に係る手数料
の徴収事務

東京都知事 小 池 百合子

同右

株式会社LINE Pay
株式会社PayPay
株式会社PayPay
の収納

株式会社LINE Pay
による都税の取
納

東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十
五号）第六条に規定する個室利用料の徴収の事務について
は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百
五十八条规定に基づき、次のとおり委託したので
告示する。

東京都知事 小 池 百合子

同右

の十に規定する証明書の交付の申請の際に申請者から徴収する手数料については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した
相手方

東京都知事 小 池 百合子
委託内容
委託期間

株式会社エースシステム
山崎製パン株式会
社
千代田区岩本町三
丁目十番一号

同右

同右

同右

同右

東京都知事 小 池 百合子

同右

株式会社ファミリーマート
港区芝浦三丁目一
番二十一号

直営店舗及び加盟
店舗における都税
の収納

株式会社千代田区
永田町二丁目十一
番一号

株式会社みずほ銀
行
千代田区大手町一
丁目五番五号

J-Coin Pay
による都税の
収納

株式会社LINE Pay
による都税の取
納

株式会社LINE Pay
による都税の取
納

株式会社LINE Pay
による都税の取
納

株式会社LINE Pay
による都税の取
納

株式会社ボプラ
広島県広島市安佐
北区安佐町大字久
地六百六十五番地
の一

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

ミニストップ株式
会社
千葉県千葉市美浜

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

●東京都告示第四百七十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条

告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

東京都知事 小 池 百合子

<p>● 東京都告示第四百八十一号</p> <p>旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和四年四月一日</p> <p>（一）名称 株式会社アイデント （二）所在地 狛江市猪方四丁目一番一号</p>	<p>一 委託した相手方</p> <p>東京都知事 小池百合子</p>
	<p>二 委託期間</p> <p>令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで</p>
<p>● 東京都告示第四百八十三号</p> <p>東京都写真美術館条例（平成二年東京都条例第二十号）第五条に規定する特別閲覧料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和四年四月一日</p> <p>（一）名称 公益財団法人東京観光財団 （二）所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル六階</p>	<p>一 委託した相手方</p> <p>東京都知事 小池百合子</p>
	<p>二 委託期間</p> <p>令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで</p>
<p>● 東京都告示第四百八十五号</p> <p>東京ウイメンズプラザ条例（平成七年東京都条例第二十号）第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和四年四月一日</p> <p>（一）名称 公益財団法人東京都歴史文化財団 （二）所在地 墨田区横網一丁目四番一号</p>	<p>一 委託した相手方</p> <p>東京都知事 小池百合子</p>
	<p>二 委託期間</p> <p>令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで</p>
<p>● 東京都告示第四百八十四号</p> <p>計量法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十四号）第二条及び東京都計量受託検査条例（昭和五十三年東京都条例第九十六号）第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで</p>	<p>一 委託した相手方</p> <p>東京都知事 小池百合子</p>
	<p>二 委託期間</p> <p>令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで</p>
<p>● 東京都告示第四百八十六号</p> <p>東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第九条第一項ただし書に規定する宿泊室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和四年四月一日</p> <p>（一）名称 一般社団法人東京都計量協会 （二）所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号</p>	<p>一 委託した相手方</p> <p>東京都知事 小池百合子</p>
	<p>二 委託期間</p> <p>令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで</p>

六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

（一）名称 弁護士法人ブレインハート法律事務所
（二）所在地 千代田区丸の内三丁目四番一号 新国際ビル四階

（一）名称 一般社団法人東京都計量協会
（二）所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号

(昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

一 委託した相手方
東京都知事 小池百合子

(一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
(二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百八十七号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百八十八号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

一 委託した相手方

受託者名 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
所在地 千代田区富士見二丁目一
番四号

二 委託期間
令和四年四月一日

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

一 委託した相手方

受託者名 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
所在地 千代田区富士見二丁目一
番四号

二 委託期間
令和四年四月一日

二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

一 委託した相手方
東京都知事 小池百合子

(一) 名称 一般社団法人東京都建築士事務所協会
(二) 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル
三階

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 東京都告示第四百八十九号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料(十四年東京都条例第三十号)第二条第十二条

東京都告示第四百九十一号

● 東京都告示第四百九十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例百三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

東京都告示第四百九十二号

東京都告示第四百九十三号

法定講習受講修了者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社
(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

東京都告示第四百九十一号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

公益社団法人全日本不動産業協会 千代田区紀尾井町三番三
十号

一般社団法人不動産協会 千代田区霞が関三丁目二
番五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、

千代田区紀尾井町三番三
十号

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）、東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第一百三号）及び東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）に規定する使用許可、使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京都住宅供給公社
- (二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十二号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例（平成十一年東

京都条例第四十三号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都環境公社

(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号
二 委託期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
三 委託施設 東京都立大島公園海のふるさと村

●東京都告示第四百九十三号

電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京都電気工事工業組合
- (二) 所在地 中央区築地三丁目四番十三号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十四号

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五

号）第五十三条の二に規定する有料施設等の使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 大島町

(二) 所在地 大島町元町一丁目一番十四号
二 委託期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
三 委託施設 東京都立大島公園海のふるさと村

●東京都告示第四百九十五号

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第百四十号）第二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都環境公社
- (二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十六号

東京都リハビリテーション病院条例（平成二年東京都条

例第五十三号）第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京都知事 小池百合子

(一) 名称 公益社団法人東京都医師会	(二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
● 東京都告示第四百九十七号	東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
一 委託した相手方	令和四年四月一日
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会	(二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号
一 委託した相手方	東京都知事 小池百合子
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
● 東京都告示第四百九十九号	東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項夕に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
一 委託した相手方	令和四年四月一日
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財團	(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号
一 委託した相手方	東京都知事 小池百合子
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
● 東京都告示第五百一号	東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項ソに規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
一 委託した相手方	令和四年四月一日
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
● 東京都告示第五百二号	東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項レに規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
一 委託した相手方	東京都知事 小池百合子
二 委託期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

社資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 ニッテレ債権回収株式会社
(二) 所在地 港区芝浦三丁目十六番二十号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百三号

東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）別表二十七の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人日本保育協会
(二) 所在地 千代田区麹町一丁目六番地二 麹町一丁目ビル六階

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一八番一(代)号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む)
一箇月 六、六〇〇円 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)号社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの